

序章 鈴鹿市景観計画の趣旨

1 鈴鹿市景観計画の必要性

■ 鈴鹿市景観計画の位置づけ

人々の志向が量的充実から質的充実に移行する中で、地域独自の自然や歴史・文化などが醸し出す良好な景観を守り、活かす取組が全国各地で展開されるようになってきました。一方で、「美しい国づくり政策大綱」（平成 15 年 7 月国土交通省）や「観光立国行動計画」（平成 15 年 7 月観光立国関係閣僚会議）が策定されるなど、国としても景観の保全・整備が重要な課題として掲げられるようになりました。

そこで、景観の意義やその保全・整備の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体による景観行政を多面的に支援するため、我が国で初めて景観に関する総合的な法律として「景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）」が施行されました。

鈴鹿市景観計画は、この「景観法」に基づく計画となります。

■ 鈴鹿市の景観の現状

本市は、鈴鹿山脈から伊勢湾に至る地形的变化がもたらす多様な自然的景観や、東海道・伊勢街道沿いのまちなみをはじめとする歴史的・文化的景観など多くの景観資源に恵まれています。また、こうした地域独自の景観資源を保全し、より魅力あるものとするため、神戸本通りでの旧街道沿いのまちなみと調和した建物に統一するためのルールづくりや、海岸部での砂浜清掃や松苗木の育成など、各地区で市民による景観保全活動が進められています。

さらに、太陽の街やMO I Tタウンなど計画的に造られた住宅団地では住宅の意匠や生垣の設置などのルールを定めて良好な住宅地景観を生み出す取組がなされたり、大規模工場では敷地外周の緑地を地域に親しまれるデザインに作り替えたりするなど、市民の生活にゆとりとうるおいを与える景観の創出も図られています。

■ 鈴鹿市景観計画の必要性

このように地域の景観を守り、育て、創り出していく活動は、行政が主体的に行うのではなく、市民が自ら取り組む景観づくりとして展開されていくことが望ましいことから、行政は、そうした景観づくりを支援していく体制を整える必要があります。

一方、良好な景観づくりがなされていても、地域の景観に対する配慮の不足から、

周辺と調和しない派手な色彩の建物が建てられることで、良好な景観が台無しになってしまう恐れもあるため、地域の景観に配慮を求めるルールづくりも必要です。

このため、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定め、良好な景観を阻害する建築物の建築などの行為を制限するとともに、市民による主体的な景観づくりを支援するため「鈴鹿市景観計画」を策定します。

2 計画の理念と目標

市民が主体となって地域それぞれの魅力を活かした景観づくりを進めることで、自然や歴史・文化など地域特有の良好な景観が保全され、住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちが創造されていくこととなります。そして、その積み重ねによって徐々に育まれる「鈴鹿らしい良好な景観」は人々の生活・習慣や地域の伝統・歴史・文化、まちづくり活動や地域のコミュニティといった「鈴鹿らしさ」の醸成につながります。この「鈴鹿らしさ」を、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの使命です。

こうした考えをもとに、鈴鹿市景観計画の理念と景観づくりの目標を次のように設定します。

鈴鹿市景観計画の理念

“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり

景観づくりの目標

- ◇ 自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
- ◇ 住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり
- ◇ 市民が主役の景観づくり

3 計画の期間と成果指標

(1) 計画の期間

鈴鹿市景観計画は、関連計画である『鈴鹿市総合計画2023』及び『鈴鹿市都市マスタープラン』に即した内容を定めていることから、計画期間についても整合を図り、2023（平成35）年度を目標年度とします。

(2) 成果指標

計画の理念と目標の達成度を測るため、具体的な目標数値（以下「成果指標」という。）を設定します。

◆ 成果指標

指標名	地区別景観づくり計画策定数（累計）（→P. 75～P. 78）				
指標設定理由	良好な景観形成を図ることを目的とした地区別景観づくり計画を策定することが、住環境・景観の創造・保全につながるため。				
現状値 2015年度	1件	目標値 2019年度	3件	目標値 2023年度	5件

◆ 成果指標

指標名	登録・認定地域景観資産の登録数・認定数（累計）（→P. 71）				
指標設定理由	登録・認定地域景観資産として登録・認定を行うことにより、地域の身近な景観資源の認知度を高め、景観意識の醸成を図ることができるため。				
現状値 2015年度	—	目標値 2019年度	10件	目標値 2023年度	25件

4 鈴鹿市景観計画の仕組み

(1) 鈴鹿市景観計画の役割

鈴鹿市景観計画の役割は、大きく次の2点があります。

- 【役割①】 鈴鹿らしい景観をつくっていくための制限や誘導の根拠となる
- 【役割②】 市民が主役の景観づくりの受け皿となる

(2) 鈴鹿市景観計画の構成

上記の役割を担うため、鈴鹿市景観計画は次図のように、市全域を対象とした「全体計画」と、地区単位で市民が主体となって景観の保全や創出に取り組むための「地区別景観づくり計画」の二つから構成しています。

このうち「全体計画」では、方針や規制に関する事項など、市全域の景観づくりについて定めています。

一方、「地区別景観づくり計画」は、市民の主体的な景観づくりを支援することを目的としています。今後、市民が主役となり景観づくりに取り組む中で、そこから生まれた発意などをもとに、その地区の特性に応じたきめ細やかな計画を定め、随時、追加していくこととします。

第1章では、鈴鹿市の景観の自然、都市、歴史・文化などの特性や関連する計画などの整理を行っています。

第2章では、鈴鹿市景観計画の対象区域を設定しています。

第3章では、市域に景観類型を設定し、類型ごとに景観形成方針を定めています。この方針は「地区別景観づくり計画」を定める場合の基本指針とします。

第4章では、景観形成方針をもとに景観計画区域内の行為の制限に関する事項を定めています。今後策定していく「地区別景観づくり計画」では、地域の特性に応じたより具体的な規制を行っていくこととします。

第5章、第6章では、景観づくりを支援するツールとしての諸制度の運用基準や「地区別景観づくり計画」策定の仕組みを定めます。

(3) 鈴鹿市景観計画の運用

鈴鹿市景観計画を運用するため、鈴鹿市景観づくり条例を制定するとともに、鈴鹿市景観設計の手引きを作成しています。

『鈴鹿市景観づくり条例』は、行為の制限に関する事項など、鈴鹿市景観計画の運用について必要な事項や、良好な景観の形成に関する制度を定めるものです。

『鈴鹿市景観設計の手引き』は、市民・事業者・行政・設計者等が行為の計画・設計を行うときの手引き書として、景観に配慮した行為の計画・設計手順、景観形成基準及び色彩ガイドラインについて詳述するものです。

■ 鈴鹿市景観計画の構成

鈴 鹿 市 景 観 計 画

